

<参考1> 新型コロナウイルス感染症に係る日本政策金融公庫（国民生活事業）の融資について

	第一弾（初動対応）		第二弾	
制度名	セーフティネット貸付（以下、SN貸付）	衛生環境激変対策特別貸付（以下、激変貸付）	新型コロナウイルス感染症対策特別貸付	新型コロナウイルス対策マル経
適用開始日	2月14日～	2月21日～	最短で3月17日（火）見込	
貸付対象者	新型コロナウイルス感染症に関する特別相談窓口（数値要件なし）	最近1か月間の売上が10%以上減の生活衛生関係営業者	新型コロナウイルス感染症の発生の影響を受け、最近1か月間の売上が5%以上減少している事業者	
貸付限度額	4,800万円以内	旅館業：別枠3,000万円 飲食・喫茶：別枠1,000万円	別枠6,000万円	別枠1,000万円
貸付利率	基準利率	組合員：基準利率▲0.9% 組合員以外：基準利率	○3,000万円以内まで 当初3年間： 災害利率▲0.9%（0.46%） 4年目以降：災害利率 ○3,000万円超 全期間：災害利率（1.36%）	当初3年間： 経営改善利率▲0.9%（0.31%） 4年目以降： 経営改善利率（1.21%）
貸付期間（据置期間）	設備：15年（3年） 運転：8年（3年）	運転：7年（2年）	設備：20年（5年） 運転：15年（5年）	設備：10年（4年） 運転：7年（3年）
その他	○一定の条件に該当した場合、新型コロナウイルス感染症対策特別貸付に遡及適用可能	○一定の条件に該当した場合、新型コロナウイルス感染症対策特別貸付に遡及適用可能	○一定の条件に該当した場合、一定範囲を無利子化 ○一定の条件に該当した場合、SN貸付及び激変貸付から遡及適用可能	○一定の条件に該当した場合、一般マル経を遡及適用可能 ※無利子化の対象外

拡
充